

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2026年5月25日提出

【計算期間】 第2期中(自 2025年8月26日 至 2026年2月25日)

【ファンド名】 グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)
グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)

【発行者名】 ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 八木 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区一番町2-9番地1 番町ハウス

【事務連絡者氏名】 大岩 和弘

【連絡場所】 東京都千代田区一番町2-9番地1 番町ハウス

【電話番号】 03-5210-3342

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2026年2月27日現在の運用状況であります。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジあり)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,071	0.00
	ケイマン	3,568,372,850	99.37
	小計	3,568,382,921	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		22,510,264	0.63
合 計(純資産総額)		3,590,893,185	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2026年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第1計算期間末日 (2025年8月25日) (分配落)	2,530,110,629	1.0241
(分配付)	2,530,110,629	1.0241
第2中間計算期間末日 (2026年2月25日)	3,591,028,537	10,480
2025年2月末日	275,564,064	1.0044
3月末日	278,421,875	1.0076
4月末日	2,291,600,556	1.0092
5月末日	2,351,091,686	1.0146
6月末日	2,370,362,278	1.0177
7月末日	2,466,696,670	1.0210
8月末日	2,529,914,370	1.0240
9月末日	2,570,466,955	1.0273
10月末日	2,711,529,837	1.0313
11月末日	2,785,027,843	1.0349
12月末日	2,848,128,855	1.0386
2026年1月末日	3,167,262,914	1.0431
2月末日	3,590,893,185	1.0480

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間（2024年9月13日～2025年8月25日）	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第1計算期間（2024年9月13日～2025年8月25日）	2.4
第2中間計算期間（2025年8月26日～2026年2月25日）	2.3

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【グローバル・サプライチェーン・ファンド(為替ヘッジなし)】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国名/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	10,071	0.00
	ケイマン	673,932,688	99.35
	小計	673,942,759	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,419,368	0.65
合 計(純資産総額)		678,362,127	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年月日	純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第1計算期間末日	274,010,205	1.1149
(2025年8月25日) (分配落)		
(分配付)	274,010,205	1.1149
第2中間計算期間末日 (2026年2月25日)	678,387,692	11,936
2025年2月末日	133,471,260	1.1062
3月末日	135,541,197	1.0786
4月末日	164,582,891	1.0786
5月末日	186,961,596	1.0353
6月末日	213,151,693	1.0543
7月末日	233,804,015	1.0625
8月末日	273,988,946	1.1148
9月末日	289,653,217	1.0951
10月末日	318,075,714	1.1097
11月末日	355,980,834	1.1654
12月末日	382,232,493	1.1885
2026年1月末日	529,718,787	1.2037
2月末日	678,362,127	1.1935

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間（2024年9月13日～2025年8月25日）	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1計算期間（2024年9月13日～2025年8月25日）	11.5
第2中間計算期間（2025年8月26日～2026年2月25日）	7.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）」

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	2,493,486,195	22,923,494	2,470,562,701
第2中間計算期間 (2025年8月26日～2026年2月25日)	962,385,900	6,458,216	3,426,490,385

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

「グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）」

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間 (2024年9月13日～2025年8月25日)	253,962,031	8,185,806	245,776,225
第2中間計算期間 (2025年8月26日～2026年2月25日)	325,323,074	2,732,752	568,366,547

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 2025年8月25日現在	第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,759,398	32,632,977
投資信託受益証券	2,522,109,690	3,568,382,921
未収利息	171	630
流動資産合計	2,535,869,259	3,601,016,528
資産合計	2,535,869,259	3,601,016,528
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	193,572	311,727
未払委託者報酬	5,419,802	8,728,278
その他未払費用	145,256	947,986
流動負債合計	5,758,630	9,987,991
負債合計	5,758,630	9,987,991
純資産の部		
元本等		
元本	2,470,562,701	3,426,490,385
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	59,547,928	164,538,152
（分配準備積立金）	35,908,538	35,821,308
元本等合計	2,530,110,629	3,591,028,537
純資産合計	2,530,110,629	3,591,028,537
負債純資産合計	2,535,869,259	3,601,016,528

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2024年9月13日 至 2025年3月12日	第2期中間計算期間 自 2025年8月26日 至 2026年2月25日
営業収益		
受取利息	3,706	93,109
有価証券売買等損益	1,000,237	74,273,231
営業収益合計	1,003,943	74,366,340
営業費用		
受託者報酬	16,823	311,727
委託者報酬	471,379	8,728,278
その他費用	16,886	947,986
営業費用合計	505,088	9,987,991
営業利益又は営業損失（ ）	498,855	64,378,349
経常利益又は経常損失（ ）	498,855	64,378,349
中間純利益又は中間純損失（ ）	498,855	64,378,349
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（ ）	12,157	63,725
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	59,547,928
剰余金増加額又は欠損金減少額	670,664	40,835,208
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	670,664	40,835,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,764	159,608
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	16,764	159,608
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,140,598	164,538,152

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期計算期間末 2025年8月25日現在		第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在	
1. 計算期間の末日における 受益権の総数	2,470,562,701口	1. 中間計算期間の末日における 受益権の総数	3,426,490,385口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0241円 (10,241円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0480円 (10,480円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期計算期間末 2025年8月25日現在	第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在
1.中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左 同左 同左
3.金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期計算期間末	第2期中間計算期間末
	自 2024年9月13日 至 2025年8月25日	自 2025年8月26日 至 2026年2月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	100,000,000円	2,470,562,701円
期中追加設定元本額	2,393,486,195円	962,385,900円
期中一部解約元本額	22,923,494円	6,458,216円

グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 2025年8月25日現在	第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,251,814	5,759,973
投資信託受益証券	273,323,215	673,942,759
未収利息	15	111
流動資産合計	274,575,044	679,702,843
資産合計	274,575,044	679,702,843
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	18,869	41,489
未払委託者報酬	528,324	1,161,689
その他未払費用	17,646	111,973
流動負債合計	564,839	1,315,151
負債合計	564,839	1,315,151
純資産の部		
元本等		
元本	245,776,225	568,366,547
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,233,980	110,021,145
（分配準備積立金）	17,134,026	16,985,217
元本等合計	274,010,205	678,387,692
純資産合計	274,010,205	678,387,692
負債純資産合計	274,575,044	679,702,843

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2024年9月13日 至 2025年3月12日	第2期中間計算期間 自 2025年8月26日 至 2026年2月25日
営業収益		
受取利息	1,370	30,043
有価証券売買等損益	11,512,705	23,619,544
営業収益合計	11,514,075	23,649,587
営業費用		
受託者報酬	12,575	41,489
委託者報酬	352,145	1,161,689
その他費用	13,672	111,973
営業費用合計	378,392	1,315,151
営業利益又は営業損失（ ）	11,135,683	22,334,436
経常利益又は経常損失（ ）	11,135,683	22,334,436
中間純利益又は中間純損失（ ）	11,135,683	22,334,436
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（ ）	266,273	34,602
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	28,233,980
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,958,705	59,823,587
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,958,705	59,823,587
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,334	336,256
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	42,334	336,256
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,785,781	110,021,145

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期計算期間末 2025年8月25日現在		第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在	
1. 計算期間の末日における 受益権の総数	245,776,225口	1. 中間計算期間の末日における 受益権の総数	568,366,547口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1149円 (11,149円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1936円 (11,936円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期計算期間末 2025年8月25日現在	第2期中間計算期間末 2026年2月25日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左 同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（元本の移動）

区分	第1期計算期間末	第2期中間計算期間末
	自 2024年9月13日 至 2025年8月25日	自 2025年8月26日 至 2026年2月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	100,000,000円	245,776,225円
期中追加設定元本額	153,962,031円	325,323,074円
期中一部解約元本額	8,185,806円	2,732,752円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2026年2月末現在、100百万円

会社が発行する株式総数 8,000株

発行済株式総数 531株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言業務を行っています。

2026年2月27日現在、委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	56	292,109,544,441
単位型株式投資信託	11	172,071,645,180
単位型公社債投資信託	10	23,686,945,939
合計	77	487,868,135,560

(3)【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

(3) 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

科 目	期 別	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			5,092,768		6,007,875
未収委託者報酬			927,370		483,347
未収運用受託報酬			180,438		214,329
未収収益			176,142		147,142
契約資産			161,314		202,729
特定金銭外信託			200,000		200,012
前払費用			24,171		29,981
未収入金			8,091		8,304
未収消費税等			-		7,846
その他			11,147		10,033
流動資産合計			6,781,444		7,311,603
固定資産					
有形固定資産	1				
建物		226,116		197,523	
車両運搬具		13,110		8,744	
器具備品		33,762		48,081	
リース資産		5,304		2,793	
有形固定資産合計			278,293		257,142
無形固定資産					
電話加入権		768		768	
ソフトウェア		114,100		114,318	
借地権		121		121	
無形固定資産合計			114,990		115,208
投資その他の資産					
投資有価証券		2,198,835		2,731,232	
長期差入保証金		122,491		122,822	
その他		657		112,599	
投資その他の資産合計			2,321,983		2,966,653
固定資産合計			2,715,267		3,339,005
資産合計			9,496,712		10,650,609

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		701,537		512,218
未払金		102,577		417,081
未払手数料	60,585		58,694	
その他未払金	41,992		358,386	
未払費用		127,169		155,949
未払法人税等		379,953		417,543
未払消費税等		86,952		-
リース債務		2,991		2,761
流動負債合計		1,401,182		1,505,553
固定負債				
関係会社長期借入金		4,125		4,125
退職給付引当金		161,079		161,859
資産除去債務		81,669		82,451
繰延税金負債		220,375		213,419
リース債務		3,303		541
固定負債合計		470,552		462,398
負債合計		1,871,735		1,967,952
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
利益剰余金		7,009,299		8,123,330
利益準備金	18,991		19,097	
その他利益剰余金	6,990,308		8,104,232	
繰越利益剰余金	6,990,308		8,104,232	
株主資本合計		7,109,299		8,223,330
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		515,677		459,326
評価・換算差額等合計		515,677		459,326
純資産合計		7,624,977		8,682,657
負債・純資産合計		9,496,712		10,650,609

（２）【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	金 額 (千円)	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	金 額 (千円)
営業収益	1				
委託者報酬			3,250,541		3,153,892
運用受託報酬			809,264		838,533
投資助言報酬			28,859		41,172
コンサルティング報酬			1,044,374		1,225,807
営業収益合計			5,133,038		5,259,405
営業費用					
支払手数料			394,256		448,547
広告宣伝費			22,302		97,452
委託費			212,129		330,850
営業雑経費			10,039		11,615
通信費		5,041		6,382	
協会費		3,035		3,314	
諸会費		775		902	
その他		1,187		1,015	
営業費用合計			638,728		888,465
一般管理費					
給料			2,087,269		1,706,080
役員報酬		159,000		187,950	
給料・手当		505,972		539,179	
賞与		1,422,296		978,951	
交際費			13,902		18,742
寄付金			1,260		3,440
旅費交通費			29,848		44,885
租税公課			6,567		7,149
不動産賃借料			171,110		175,683
退職給付費用			26,627		42,192
減価償却費			83,146		81,986
情報機器関連費			144,714		164,001
専門家報酬			58,659		51,975
その他			240,666		256,104
一般管理費合計			2,863,771		2,552,240
営業利益			1,630,538		1,818,699

期 別 科 目	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
営業外収益				
受取利息		4,248		10,387
為替差益		99,592		-
投資有価証券運用益		32,458		45,979
その他		2,117		3,390
営業外収益合計		138,417		59,757
営業外費用				
為替差損		-		907
支払利息		124		123
営業外費用合計		124		1,031
経常利益		1,768,831		1,877,425
特別利益				
投資有価証券解約益		643		251
特別利益合計		643		251
特別損失				
固定資産除却損		0		0
特別退職金		560		-
特別損失合計		560		0
税引前当期純利益		1,768,915		1,877,677
法人税、住民税及び事業税	671,055		755,312	
法人税等調整額	10,624	660,430	7,272	762,584
当期純利益		1,108,484		1,115,092

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	18,885	5,882,991	5,901,877	6,001,877	342,215	342,215	6,344,092
当期変動額								
剰余金の配当		106	1,168	1,062	1,062			1,062
当期純利益			1,108,484	1,108,484	1,108,484			1,108,484
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						173,462	173,462	173,462
当期変動額合計		106	1,107,316	1,107,422	1,107,422	173,462	173,462	1,280,884
当期末残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	18,991	6,990,308	7,009,299	7,109,299	515,677	515,677	7,624,977
当期変動額								
剰余金の配当		106	1,168	1,062	1,062			1,062
当期純利益			1,115,092	1,115,092	1,115,092			1,115,092
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						56,350	56,350	56,350
当期変動額合計		106	1,113,924	1,114,030	1,114,030	56,350	56,350	1,057,679
当期末残高	100,000	19,097	8,104,232	8,123,330	8,223,330	459,326	459,326	8,682,657

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	220,375	213,419

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

このうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は前事業年度103,823千円、当事業年度101,528千円ですが、こちらは将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業費用」の「調査費」として表示していた科目名称を、より実態に即した明瞭な表示とするために、当事業年度より「委託費」に変更いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の科目名称を変更しております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	343,505千円	372,098千円
車両運搬具	8,999千円	13,365千円
器具備品	134,138千円	143,602千円
リース資産	7,247千円	9,758千円
計	493,890千円	538,824千円

（損益計算書関係）

1 営業収益は、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末
普通株式（株）	531	-	-	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	531	-	-	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	2,000	2025年3月31日	2025年7月1日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載は省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等の他、ファンド組成のためのシードマネー等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社設定ファンドから期末までに日割で計上されたものであり、当該ファンドの決算日の翌営業日に当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等、時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

ほぼ全ての営業債権は、当社に入金されるまでは、信託銀行により分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨預金、外貨建ての営業債権・営業債務及び投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクに晒されており、継続的なモニタリングを行うことで、適切なリスク・コントロールに努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,761,829	1,761,829	-
(2) 長期差入保証金	122,491	116,758	5,732
資産合計	1,884,320	1,878,588	5,732
(1) 関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債合計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前事業年度（千円）
組合出資金	437,005

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	2,240,749	2,240,749	-
(2) 長期差入保証金	122,822	113,968	8,853
資産合計	2,363,571	2,354,718	8,853
(1) 関係会社長期借入金	4,125	3,673	452
負債合計	4,125	3,673	452

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当事業年度（千円）
組合出資金	490,482

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,092,768	-	-	-
未収委託者報酬	927,370	-	-	-
未収運用受託報酬	180,438	-	-	-
未収収益	176,142	-	-	-
特定金銭外信託	200,000	-	-	-
合計	6,576,720	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,007,875	-	-	-
未収委託者報酬	483,347	-	-	-
未収運用受託報酬	214,329	-	-	-
未収収益	147,142	-	-	-
特定金銭外信託	200,012	-	-	-
合計	7,052,708	-	-	-

(注4) 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	4,125

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	-	4,125

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	1,761,829	-	1,761,829

当事業年度（2025年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	2,240,749	-	2,240,749

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	116,758	-	116,758
資産計	-	116,758	-	116,758
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

当事業年度（2025年3月31日）

区 分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	113,968	-	113,968
資産計	-	113,968	-	113,968
関係会社長期借入金	-	3,673	-	3,673
負債計	-	3,673	-	3,673

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,761,829	979,933	781,895
小計		1,761,829	979,933	781,895
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
小計		-	-	-
合計		1,761,829	979,933	781,895

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,649,702	929,433	720,269
小計		1,649,702	929,433	720,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	591,047	600,000	8,952
小計		591,047	600,000	8,952
合計		2,240,749	1,529,433	711,316

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	147,074	161,079
退職給付費用	26,975	42,774
退職給付の支払額	12,971	41,994
退職給付引当金の期末残高	161,079	161,859

（注）前事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額348千円、当事業年度の退職給付費用にはソフトウェアへの振替額582千円が含まれております。

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	161,079	161,859
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,079	161,859
退職給付引当金	161,079	161,859
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	161,079	161,859

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 26,975千円 当事業年度 42,774千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
繰延税金資産				
退職給付引当金	55,715	千円	57,215	千円
資産除去債務	28,248	"	29,214	"
未払事業税	45,020	"	33,065	"
その他	8,062	"	20,634	"
繰延税金資産の小計	137,047	"	140,130	"
評価性引当額	33,224	"	38,601	"
繰延税金資産の合計	103,823	"	101,528	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	266,218	"	255,161	"
その他	57,980	"	59,786	"
繰延税金負債の合計	324,198	"	314,948	"
繰延税金資産(負債)の純額	220,375	"	213,419	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
役員給与等永久に損金に算入されない項目	9.3%	6.0%
住民税均等割等	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	0.0%	0.1%
所得拡大促進税制による税額控除	-6.5%	- %
中小法人の軽減税率	-0.1%	-0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %	0.0%
その他	0.0%	-0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%	40.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年～38年と見積り、割引率は0.41%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
期首残高	80,899	千円	81,669	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	769	"	782	"
期末残高	81,669	千円	82,451	千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	940,596	1,283,951
顧客からの契約から生じた債権（期末残高）	1,283,951	844,820
契約資産（期首残高）	90,451	161,314
契約資産（期末残高）	161,314	202,729

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

報告セグメントが単一であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
4,065,600	852,243	215,194	5,133,038

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	米国	その他	合計
3,999,705	1,030,692	229,007	5,259,405

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
Horsley Bridge Partners LLC	622,713

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員 の兼任あり	利息の支払	124	未払費用	154
							資金の借入	-	関係会社 長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ベイビュー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	10,000	持株会社	被所有直接100%	役員 の兼任あり	利息の支払	123	未払費用	154
							資金の借入	-	関係会社 長期借入金	4,125

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件を勘案して決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)
役員	都丸 伸顕	-	-	当社監査役	-

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
業務委託	税理士報酬	39	未払金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ベイビュー・ホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	14,359,656円30銭	16,351,520円39銭
1株当たり当期純利益金額	2,087,541円65銭	2,099,986円16銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	1,108,484千円	1,115,092千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,108,484千円	1,115,092千円
普通株式の期中平均株式数	531株	531株

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額	7,624,977千円	8,682,657千円
純資産の部から控除する合計額	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	7,624,977千円	8,682,657千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	531株	531株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

科 目	当中間会計期間 (2025年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		4,187,944
未収委託者報酬		826,767
未収運用受託報酬		266,531
未収収益		111,360
契約資産		201,856
特定金銭外信託		200,212
前払費用		51,323
未収入金		6,013
その他		28,605
流動資産合計		5,880,616
固定資産		
有形固定資産	1	339,614
無形固定資産		118,256
投資その他の資産		5,196,801
投資有価証券	4,970,771	
その他	226,029	
固定資産合計		5,654,672
資産合計		11,535,288

科 目	当中間会計期間 (2025年9月30日)	
	内 訳 (千円)	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		68,400
未払金		89,649
未払手数料	59,933	
その他未払金	29,715	
未払費用		192,421
未払法人税等		562,790
未払消費税等		81,622
賞与引当金		434,203
その他		1,922
流動負債合計		1,431,010
固定負債		
関係会社長期借入金		4,125
退職給付引当金		176,411
資産除去債務		82,849
繰延税金負債		173,488
その他		0
固定負債合計		436,875
負債合計		1,867,885
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
利益剰余金		8,854,361
利益準備金	19,204	
その他利益剰余金	8,835,156	
繰越利益剰余金	8,835,156	
株主資本合計		8,954,361
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		713,041
評価・換算差額等合計		713,041
純資産合計		9,667,402
負債・純資産合計		11,535,288

(2) 中間損益計算書

科 目	当中間会計期間	
	自 2025年4月 1日	至 2025年9月30日
	金 額 (千円)	
営業収益		
委託者報酬		1,838,693
運用受託報酬		521,948
投資助言報酬		19,853
コンサルティング報酬		549,394
営業収益計		2,929,889
営業費用		520,153
一般管理費	1	1,267,564
営業利益		1,142,171
営業外収益		5,704
営業外費用	2	31,718
経常利益		1,116,157
特別利益		3,439
税引前中間純利益		1,119,597
法人税、住民税及び事業税		563,860
法人税等調整額		176,355
法人税等合計		387,505
中間純利益		732,092

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	19,097	8,104,232	8,123,330	8,223,330	459,326	459,326	8,682,657
当中間期変動額								
剰余金の配当		106	1,168	1,062	1,062			1,062
中間純利益			732,092	732,092	732,092			732,092
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						253,715	253,715	253,715
当中間期変動額合計		106	730,924	731,030	731,030	253,715	253,715	984,745
当中間期末残高	100,000	19,204	8,835,156	8,854,361	8,954,361	713,041	713,041	9,667,402

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物の内部造作及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8年～18年
器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は投信投資顧問事業を営んでおり、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領しております。

(2) 実績委託者報酬

実績委託者報酬は対象となるファンドの基準価額が、特定のベンチマーク等を上回る場合に当該超過額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を年4回、年2回、もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資一任契約期間にわたり収益として認識しております。

(4) コンサルティング報酬

コンサルティング報酬の一部は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識し、概ね3ヵ月から6ヵ月以内に受領する契約となっております。

また、その他のコンサルティング報酬は当社と運用業務提携先との契約に基づきキャピタル・コミットメント等に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 481,803千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	24,522千円
無形固定資産	19,037千円

2. 営業外費用の主要項目は次のとおりであります。

投資有価証券運用損	31,656千円
-----------	----------

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	531	-	-	531

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,062	2,000	2025年3月31日	2025年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

重要性が乏しいため、注記は省略しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)投資有価証券	4,514,289	4,514,289	-
(2)長期差入保証金	122,592	114,039	8,552
資産計	4,636,881	4,628,328	8,552
(1)関係会社長期借入金	4,125	4,224	98
負債計	4,125	4,224	98

(注1) 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、特定金銭外信託、預り金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間会計期間（千円）
組合出資金	456,482

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 長期差入保証金は事務所及び従業員社宅の賃借契約に伴う敷金であり、時価については当該保証金を一定の期間大口定期預金に預け入れた場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注4) 関係会社長期借入金 は親会社からの借入金であり、時価は元利金の合計額を新規に金融機関から同一の条件で借入を行う場合の利率を用いて割り引いた現在価値により算定していません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	4,514,289	-	4,514,289

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2025年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	114,039	-	114,039
資産計	-	114,039	-	114,039
関係会社長期借入金	-	4,224	-	4,224
負債計	-	4,224	-	4,224

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、想定される賃借契約期間において合理的に見積もられた将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2025年9月30日）

	種類	貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	4,514,289	3,412,833	1,101,455
	小計	4,514,289	3,412,833	1,101,455
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	0	0	0
	小計	0	0	0
合計		4,514,289	3,412,833	1,101,455

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	82,451千円
時の経過による調整額	397千円
当中間会計期間末残高	82,849千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産の残高等

（単位：千円）

	当中間会計期間
顧客からの契約から生じた債権（期首残高）	844,820
顧客からの契約から生じた債権（中間期末残高）	1,204,660
契約資産（期首残高）	202,729
契約資産（中間期末残高）	201,856

契約資産は、プライベート・エクイティ・ファンドにおける運用業務提携先とのコンサルティング契約について、履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、契約条件により対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、運用業務提携先との契約に定められた支払条件に従って請求し、受領する取決めとなっております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務を行っており、これらを集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業並びにこれらに付随する業務の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
2,364,196	448,031	117,661	2,929,889

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1株当たり純資産額 18,206,031円92銭

1株当たり中間純利益金額 1,378,705円17銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 9,667,402千円

純資産の部から控除する合計額 -

普通株式に係る中間期末の純資産額 9,667,402千円

1株当たり純資産額の算定上に用いられた
中間期末の普通株式の数 531株

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益金額 732,092千円

うち普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る中間純利益金額 732,092千円

普通株式の期中平均株式数 531株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大橋 睦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 秀洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月19日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後藤 秀洋
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示

は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年5月11日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）の2025年8月26日から2026年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジあり）の2026年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2025年3月12日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年5月22日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年5月11日

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）の2025年8月26日から2026年2月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・サプライチェーン・ファンド（為替ヘッジなし）の2026年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月26日から2026年2月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

ファンドの2025年3月12日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年5月22日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。